

公 共 北 第 4053 号
令和8年（2026年）1月28日

各所属所長様

公立学校共済組合北海道支部長
(公印省略)

令和7年度（2025年度）末退職者に係る任意継続組合員加入申出の事前受付について（通知）
のことについて、次のとおり事前受付を行いますので、組合員への周知及び適切な事務処理をお願いします。

記

1 事前受付期間

任意継続組合員になることを希望する方は、退職日から起算して20日以内に「**任意継続組合員申出書**」（以下「申出書」という。）を提出することになっていますが、年度末退職者に限り、次の日程により事前受付を行います。（定年以外の年度末退職者も対象とします。）

区分	申出書受付期間（必着）	振込書 発送予定日	資格情報のお知らせ・ 資格確認書（申請者のみ）発送予定時期
第1回	～令和8年3月4日（水）	3月18日	3月26日までに入金確認したものは3月31日発送予定。3月27日以降に入金確認したものは4月1日以降2営業日程度で発送予定。
第2回	令和8年3月5日（木） ～令和8年3月19日（木）	4月2日	入金確認後、2営業日程度で発送予定。
第3回	令和8年3月20日（金） ～令和8年4月10日（金）	4月24日	入金確認後、2営業日程度で発送予定。

2 提出書類等

（1）提出書類 **任意継続組合員申出書【様式①-20】**

- ア 様式は機械処理をするため、必ず別添の最新様式を使用してください。
- イ 住所は必ず都道府県から記入してください。
- ウ マイナ保険証がない等の理由で「資格確認書」が必要な方は、当該欄にチェックしてください。
- エ 本人の提出日及び所属所の証明日は、実際の日付を記載してください。
- オ 退職日の前日まで引き続き1年以上（1年と1日以上）の組合員期間（任意継続組合員であった期間は除く）がない方は任意継続組合員に加入することはできませんが、他の公務員共済から転入した組合員については、引き続く他の公務員共済の組合員期間を合算することができます。該当者は引き続く組合員期間がわかるもの（当時の被保険者証の写しや各共済組合が発行する期間の証明など）を添付してください。

(2) 提出先

〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目
公立学校共済組合北海道支部 資格認定係

3 申出の流れ（書類の到着日は住所地の郵便事情により異なります）

- (1) 組合員が所属所を通じて申出書を共済組合に提出
- (2) 1のスケジュールにより、共済組合から掛金の振込書を組合員の住所に送付
- (3) 組合員が振込書により初回分の掛金を納付
- (4) 1のスケジュールにより、資格情報のお知らせを組合員の住所に送付

〔資格確認書が必要と申告した場合は、合わせて資格確認書を送付します。また、
被扶養者がいる方には、組合員と被扶養者全員分が届きます。〕

4 注意事項

- (1) 退職後の医療保険制度及び任意継続組合員制度については別紙1を、任意継続掛金については別紙2をご確認ください。
- (2) 再任用ハーフタイムになるなど、勤務形態の変更により組合員資格を喪失する方や、任期満了により退職する方についても任意継続組合員加入要件を満たしていれば申し込むことができますので周知に漏れがないようお願いします。また、短期組合員の方も退職日の前日まで引き続き1年以上（1年と1日以上）の組合員期間（任意継続組合員であった期間は除く）があれば任意継続組合員となることができます。
- (3) 掛金の振込書、資格情報のお知らせ、資格確認書等は申出書に記載された「退職時の住所」あてに郵送します。申出書提出後に転居を予定している場合、郵便物の不達を避けるため、申出書にはなるべく転居前の住所を記載して提出し、郵便局で転居（転送）手続きを行ってください。転居後、別添の「組合員（被扶養者）住所変更申告書（様式①-7）」にて、住所変更の手続きをおこなってください。
- (4) 1のスケジュールのとおり、共済組合に申出書が到着する日によって振込書や資格情報のお知らせ・資格確認書の発送時期が変わります。組合員が早期に資格確認書等を必要としている場合は、所属所と組合員の間で連携を取り、ご希望の受付期間に確実に間に合うよう所属所から共済組合へ申出書を送付してください。
- (5) これまで現職の組合員として使っていた資格確認書は、任意継続組合員となる退職日の翌日（令和8年4月1日）以降は使用できません。所属所を通して返納してください。
- (6) 任意継続組合員となった際に資格確認書の交付を受けた方は、任意継続組合員・被扶養者の資格を喪失する際に資格確認書の返納が必要となります（2年間の任意継続期間満了による喪失の場合を除く）。
- (7) 任意継続組合員の申出後に、退職日の翌日から再就職先で健康保険に加入する等で、加入取消（1日も任意継続組合員にならないこと）を希望する場合は、別添の「任意継続組合員加入取消連絡票（様式①-23）」を提出してください。1日でも任意継続期間が発生する場合は、「任意継続組合員資格喪失申出書（様式①-21）」による資格喪失の手続きを行ってください。

公立学校共済組合北海道支部事務担当者専用ページ ログイン方法

所属所番号：6桁の所属所コード

パスワード：Hokkaidojim@25

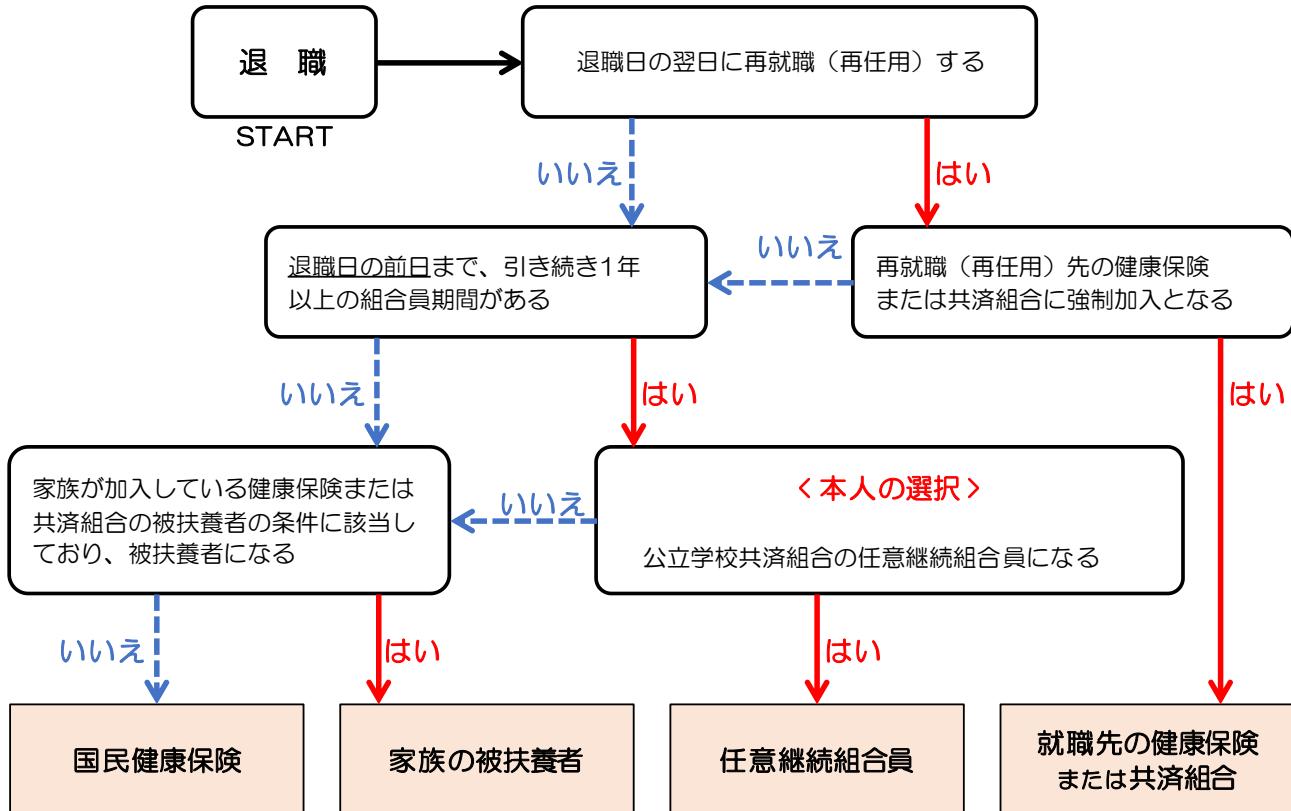
資格認定係

電話 011-231-4111

内線 35-367～369

退職後の医療保険制度

退職後は、再就職の有無や勤務状況によって、いずれかの医療保険制度に加入します。



国民健康保険

お住まいの市区町村で加入手続きをおこないます。保険料は加入する世帯人数や前年の所得などにより1年ごとに決まりますので、市区町村の担当窓口でご確認ください。

家族の被扶養者

被扶養者になるためには、収入など一定の要件を満たすことが必要です。また、保険者によって被扶養者の認定要件は異なりますので、事前にご家族の加入している保険者にご確認ください。

特に傷病手当金については、保険者により取扱いは異なりますが、当組合では収入に含むため、退職後も引き続き傷病手当金を受給する方は、収入要件を満たしているか必ず確認してください。

任意継続組合員

退職の日から起算して20日以内に申出をおこない、掛金を毎月負担することによって最長で2年間、短期給付及び福祉事業について在職中とほぼ同様の給付等を利用することができます。加入は任意であり、申出により途中で脱退することもできます。労使折半がないため、掛金額は在職中の約2倍となります。掛金額は2年間ほぼ同額です。

就職先の健康保険または共済組合

再就職先で健康保険の適用がある場合は、新たな職場で健康保険制度に加入します。

再任用フルタイム勤務になる場合、在職中の組合員資格が引き続くこととなります。

任意継続組合員の資格取得と喪失

公立学校共済組合の任意継続組合員制度は、退職後に引き続き最長で2年間、在職中と同じように医療給付等の短期給付（休業給付の一部を除く／共済組合独自の附加給付は含む）及び指定宿泊利用補助等の福祉事業を利用することができる制度です。

※年金制度の加入はありませんので、60歳未満の方は国民年金への加入手続きが必要です。

※掛金については、別紙2「任意継続掛金（短期・介護）の仕組みと払込等」をご確認ください。

1 資格取得

(1) 加入要件

退職日の前日まで引き続き1年以上（1年と1日以上）の組合員期間があること

（短期組合員、再任用フルタイム、他の公務員共済組合の期間を含み、任意継続組合員期間を除く）

次に該当する方は任意継続組合員の申出をおこなうことができません。

- 引き続き再任用勤務する方（週20時間以上勤務する方※再任用ハーフの方は含まれません）
→退職後引き続き再任用勤務で働く方は、現在の組合員資格が引き続きます。

- 退職翌日に再就職する方で、就職先の健康保険に加入する方
→資格確認書・高齢受給者証の交付を受けている場合は、脱退手続きの際に所属所を通して返却してください。

- 家族の健康保険の被扶養者になる方
→資格確認書・高齢受給者証の交付を受けている場合は、脱退手続きの際に所属所を通して返却してください。被扶養者の認定要件については、必ず事前にご家族の加入する保険者に確認してください。

- 退職日の前日において、組合員期間が1年未満の方
(例)



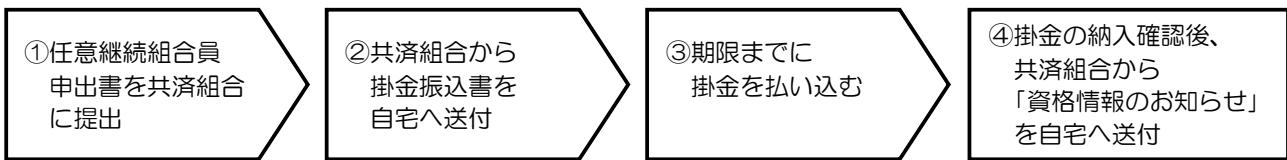
R7.4.1採用、R8.3.31退職の場合、退職日の前日までの組合員期間が1年に満たないため、任意継続組合員の申出はできません。

(2) 提出書類 **任意継続組合員申出書 (①-20)**

- ①様式は別添の様式または、北海道支部ホームページに掲載の最新のものを使用してください。
- ②申出書は、退職時の所属所を経由して提出してください。
- ③現在お持ちの資格確認書・高齢受給者証は、添付不要です。
退職日以降に所属所から提出する組合員異動報告書に添付して返納ください。

- 記入例を参考に作成してください。
- 特に住所については、必ず都道府県から記入してください。
(北海道〇〇市、北海道〇〇郡〇〇町など)
- 電話番号は、平日の日中に連絡のつく番号（携帯電話等）を記入してください。
- 必ず最新の様式を使用してください（1月に様式を変更しています）。
- マイナ保険証を持っていない方や、マイナ保険証での受診が困難で資格確認書が必要な方は資格確認書の交付欄にチェックを入れてください。

(3) 手続きの流れ



- ①退職日から起算して**20日以内**に「任意継続組合員申出書 (①-20)」を所属所経由で提出してください。
- ②共済組合から、「任意継続掛金振込書」（振込書）を自宅に送付します。
- ③振込書に記載の払込期限までに任意継続掛金を払い込んでください。
- ④共済組合で掛金の納入を確認後、自宅に資格情報のお知らせを送付します。

任意継続組合員申出書にて資格確認書の交付が必要と申し出た方には、別途資格確認書を送付します。
被扶養者がいる場合は被扶養者全員分も送付します。

2 被扶養者

(1) 在職中から被扶養者として認定している方

在職中に認定されている被扶養者は、手続きなしで引き続き被扶養者として認定されます。
ただし、組合員本人の任意継続加入と同時に被扶養者が就職等で認定要件を欠く場合は、被扶養者の取消手続きが必要です。

(2) 任意継続加入後に新たに認定または取消となる方

夫婦で同時に退職し、一方が配偶者の被扶養者となるなど、任意継続組合員加入後に新たに被扶養者の要件を備える者が生じた場合は認定（特別認定）手続きが、又は、既に被扶養者として認定されている者が認定要件を欠く場合は取消手続きが必要です。

(3) 被扶養者の認定・取消手続きについては、現職の間は下記より確認できます。

【被扶養者の要件・手続きの方法について】

当支部 HP > 組合員専用ページにログイン > 「共済事務の手びき」第1章 第6節（被扶養者の要件等）
第7節（手続きの方法）

【様式】 「共済事務の手びき 様式一覧」第1章 被扶養者認定・取消申告書（様式①-⑨）

退職後、一定期間が経過すると HPへのログインができなくなります。手続き書類の送付を必要とする場合は当係あてご連絡ください。

なお、令和8年3月31日付けで組合員が退職（任用終了）となる場合で、令和8年3月31日以降に新たに被扶養者の要件を備える者が生じたときや、被扶養者として認定されている者が認定要件を欠くときは、手続き書類は組合員が直接資格認定係に提出してください。（任意継続組合員は所属所の証明は不要）

再任用短時間勤務等で学校に勤務している場合も、所属所を経由する必要はありません。

《注意事項》

①被扶養者の認定

退職・収入減少等、被扶養者の要件を備えた日から30日以内に提出してください。30日を過ぎてから提出した場合、認定日は共済組合受付日となり、認定日までの期間は国民健康保険に加入することになります。

②被扶養者の取消

就職・収入超過等、被扶養者の要件を欠くこととなった場合は速やかに手続きをおこなってください。被扶養者の要件を欠くこととなった日以降に、取消手続きをしないまま当共済組合の被扶養者として医療機関等を受診した場合は、後日医療費を返納していただきます。

3 資格喪失

(1) 資格喪失事由

次の①から⑤のいずれかに該当することになったときは、任意継続組合員の資格を喪失します。

①任意継続組合員となった日から起算して、2年を経過したとき

②死亡したとき

③払込期限までに任意継続組合員掛金が払込まれないとき（正当な理由がある場合を除く）

④再就職などにより他の健康保険制度に加入したとき（再任用勤務により共済加入となった場合も含む）

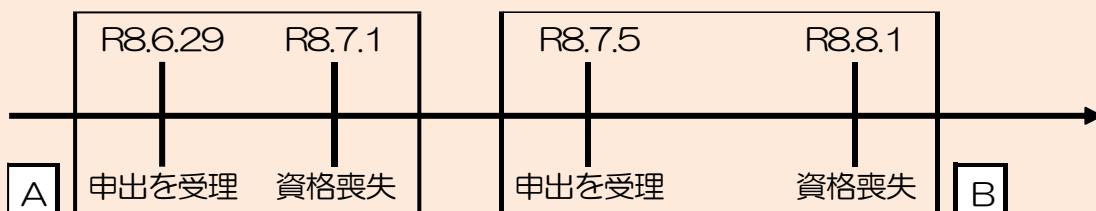
任意継続加入中に再任用勤務となり共済加入となった場合、任意継続組合員の資格を喪失し、組合員として再度共済組合の資格を取得します。この場合、任意継続組合員の資格喪失と、組合員の資格取得手続きを同時におこなう必要があります。資格取得については、所属所を経由して手続きをおこなってください。なお、被扶養者がいる場合は、併せて認定手続きをおこなってください。

⑤任意継続組合員でなくなることを希望する旨を組合に申し出た場合において、その申出が受理された日の属する月の末日が到来したとき。（国民健康保険に加入、家族の被扶養者になる場合など）

※月途中での資格喪失はできません。

（例）令和8年7月1日から国民健康保険に加入したい場合

⇒ 6月30日までに共済組合に書類を提出してください。



A：6月中に申出を受理した場合は7月1日に資格喪失します。

B：7月1日以降に申出を受理した場合、資格喪失日は8月1日になります。

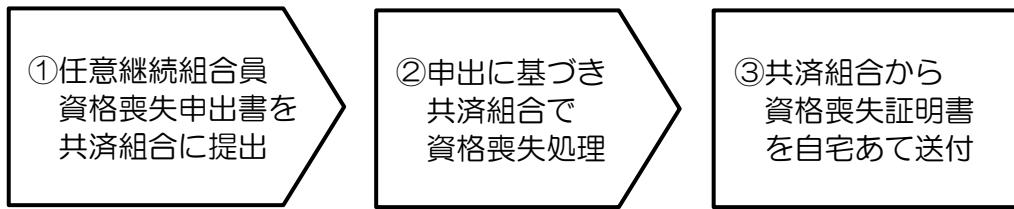
(2) 提出書類

①任意継続組合員資格喪失申出書（①-21）

②資格確認書・高齢受給者証（いずれも交付を受けている場合）

※①の様式は、掛金払込書に同封して送付します。なお、資格喪失事由によって添付書類が必要な場合があります。

(3) 手続きの流れ



- ①資格喪失申出書に資格確認書等（交付を受けている場合）を添えて共済組合に提出してください。
- ②申出に基づき、共済組合で資格喪失の処理をおこないます。
- ③国民健康保険加入や家族の被扶養者になるなどの理由で資格喪失する方には、「組合員資格喪失証明書」を送付します。

4 よくある質問

Q1：任意継続組合員への加入を希望しています。
退職の前後はどのように医療機関を受診すればよいのですか？

A1：<マイナ保険証をお持ちの方>
引き続きマイナ保険証での受診が可能です。
<マイナ保険証をお持ちでない方>
現職の間に交付された資格確認書は、退職時の手続きで所属所を通して返納することになりますので、退職翌日以降は使用できません。
任意継続組合員申出書で「資格確認書の交付が必要」と申し出た方については、最初の掛金の納入後に被扶養者分も含めて新たな「資格確認書」を送付しますので、そちらを提示して受診してください。
新たな資格確認書が届く前に受診する場合は、受診先の医療機関にご相談ください。

Q2：任意継続組合員になるかどうか迷っています。
申出期間を過ぎた後でも申出書を提出すれば加入できますか？

A2：任意継続組合員になることができるは、「退職日から起算して20日以内（3/31退職の場合は4/19まで）」に申し出た方と定められているため、それ以降に申し出た方は加入できません。
任意継続組合員に加入する場合は、必ず期日までに加入申出を行ってください。

Q3：任意継続組合員の申出後に引き続き再就職（再任用フルタイム勤務）が決まりました。
この場合、任意継続組合員制度はどうなりますか？

A3：就職先の健康保険制度が優先されますので、任意継続組合員制度については加入取消手続きが必要です。加入取消は任意継続掛金払込書送付時にも同封している「任意継続組合員加入取消連絡票（①-23）」を提出してください。
なお、諸般の事情により加入申出を取り消す場合も同様の手続きが必要です。

Q4：一度任意継続組合員をやめた場合、再度加入することはできますか？

A4：一度任意継続の資格を喪失した場合、再就職等により再度組合員の資格を取得し、退職日の前日まで「1年と1日以上の組合員期間」という要件を満たせば、任意継続組合員に加入することができます。なお、「1年と1日以上の組合員期間」には、任意継続組合員であった期間は含みません。

5 お問い合わせ先

〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目
公立学校共済組合北海道支部 電話011-231-4111（道庁代表）

- (1) 加入申出、資格喪失及び被扶養者認定等に関する事
資格認定係 内線35-367・368・369
- (2) 掛金及び掛金の振込に関する事
経理出納係 内線35-376・377

任意継続掛金の仕組みと払込等

1 掛金額

令和8年度の掛金(月額)の計算方法は次のとおりとなります。

なお、掛金額は在職中と比較すると約2倍程度になりますが、これは在職中には労使折半で負担していた掛金が任意継続組合員になるとすべて個人負担となるためです。

任意継続掛金の算定の標準となる額

掛 金 率

次のどちらか低い額

- ① 退職月の標準報酬月額
- ② 410,000 円(算定基準の上限額)
(令和7年度は 380,000 円)

・短期任意継続掛金率 93.20／1000

- ・子ども・子育て支援任意継続掛金率
2.30／1000 (令和8年度から新設)
- ・介護任意継続掛金率 15.76／1000
(介護は 40 歳以上 65 歳未満が該当)

例① 退職月の標準報酬月額が 440,000 円で、40 歳以上 65 歳未満の場合の任意継続掛金(月額)

	算定の標準となる額	掛金率	月額(一円未満切捨て)
--	-----------	-----	-------------

短期任意継続掛金	<u>410,000 円</u>	× 93.20% =	38,212 円 (A)
子ども・子育て支援任意継続掛金	<u>410,000 円</u>	× 2.30% =	943 円 (B)
介護任意継続掛金	<u>410,000 円</u>	× 15.76% =	6,461 円 (C)
任意継続掛金月額合計		<u>45,616 円(A)+(B)+(C)</u>

例② 退職月の標準報酬月額が 320,000 円で、40 歳未満または 65 歳以上の場合の任意継続掛金(月額)

	算定の標準となる額	掛金率	月額(一円未満切捨て)
--	-----------	-----	-------------

短期任意継続掛金	<u>320,000 円</u>	× 93.20% =	29,824 円 (A)
子ども・子育て支援任意継続掛金	<u>320,000 円</u>	× 2.30% =	736 円 (B)
介護任意継続掛金	<u>320,000 円</u>	× 非該当 =	0 円 (C)
任意継続掛金月額合計		<u>30,560 円(A)+(B)+(C)</u>

2 払込方法

- (1) 任意継続掛金の払込方法は「年払い」・「半期払い」・「毎月払い」の3種類となります。
- (2) 令和8年度(1年目)は任意継続組合員申出書で申出のあつた払込方法で払込みとなります。
加入申出後の払込方法の変更はできませんので申出の際には十分にお考えのうえ、ご記入ください。
なお、令和9年度(2年目)の払込方法の変更を希望する場合の手続きは「6 任意継続掛金払込方法の変更」を参照してください。
- (3) 初年度の「任意継続組合員掛金振込書」は3月中旬から申出書記載の住所あてに送付しますので、この「振込書」により金融機関から払込み手続きを行ってください。
※ 指定金融機関(北洋銀行又は北海道銀行)の窓口からの払込みの場合、払込み手数料はかかりません。
※ 預金口座からの自動引き落としはできません。
- (4) 任意継続掛金はすべて前納制となります。払込対象月の前月末日が払込期限となります。
- (5) 掛金は当該年度ごとの払込みとなり、次年度分の振込書は別途(令和9年3月上旬頃)送付予定です。
※ 任意継続掛金は退職時の標準報酬月額を算定基準として計算しますので、次年度(2年目)の 掛金額も任意継続加入初年度とほぼ同程度とお考えください。(毎年度の「財源率等の見直し」や「算定基準の上限額の見直し」等により掛金が変更となり増減が生じる可能性があります)。

3 掛金の払込期限（期日表）

- (1) 退職後初回の払込みは退職日より 20 日以内(退職日を含む)が払込期限となります。
- (2) 2 回目以降の払込みは、掛金対象月の前月末日が払込期限となります。
- (3) **初月分（4月分）の掛金を納付すると、「資格情報のお知らせ」及び任意継続組合員申出書にて「資格確認書」の交付が必要と申告した方には、別途「資格確認書」が送付されます。**
- (4) **払込期限までに掛金の払込みがない場合は、未納月より組合員の資格を喪失します。**

【参考】3月31日退職の場合の払込期限

掛 金	払込期限		
	毎月払いの場合	年払いの場合	半期払いの場合
振込書枚数	12枚	2枚	3枚
4月分	4月19日	4月19日	4月19日
5月分	4月30日		
6月分	5月31日		
7月分	6月30日		4月30日
8月分	7月31日		
9月分	8月31日		
10月分	9月30日	4月30日	
11月分	10月31日		
12月分	11月30日		
1月分	12月31日		
2月分	1月31日		
3月分	2月28日		

4 任意継続掛金の前納による割引

払込方法のうち「年払い」と「半期払い」には前納（割引）の対象となる期間が設けられており、前納対象期間の任意継続掛金をまとめて納付することで掛金が割引されます。

年度末（3月31日）退職の方の払込方法ごとの試算額は次のとおりです。

【算定基礎額 410,000円（上限額）の場合】

払込方法	前納（割引）対象期間	割引適用	試算掛金額（短期+介護）			割引額
			初回分 (4月分)	前納（割引）対象期間分	年間掛金額 (4月分+前納対象期間分)	
毎月払い	なし	なし	45,616円	-	547,392円	0円
年払い	5月～翌3月	あり	45,616円	492,059円	537,675円	約9,700円
半期払い	5月～9月	あり	45,616円	225,858円	542,062円	約5,300円
	10月～翌3月			270,588円		

【共済組合のホームページから掛金の試算ができます。】

＜当支部ホームページ（<https://www.kouritu.or.jp/hokkaido/>）＞

北海道支部トップページ > 手続きナビ > 組合員資格・年金の手続き > 任意継続組合員に関する手続き

トップページ最下部のこのバナーをクリックすると掲載ページがすぐに見られます。

任意継続掛金試算
任意掛金シミュレーション

5 任意継続掛金の還付

任意継続組合員である期間中に再就職等により他の健康保険に加入したなど、未経過期間(必要期間以上)の掛金を既に払込済みである場合は、その期間に係る掛金は還付されます。

別途「任意継続掛金還付請求書」を送付しますので、事前にご連絡ください。

6 任意継続掛金払込方法の変更

令和9年度(2年目)の払込方法の変更を希望する場合は、次により当支部まで申し出てください。

(1) 申出方法

手紙(便箋)・はがきなどの書面(様式は任意)を郵送してください。

なお、電話では受け付けておりません。

(2) 記載事項

組合員番号・氏名(捺印)・住所・電話番号
変更する払込方法(年払い、半期払い、毎月払い)

(3) 変更申出期間

令和9年2月1日～令和9年2月末日(必着)

※ 上記期間以外の申出は受け付けておりません。

(4) 送付先

〒060-8544

札幌市中央区北3条西7丁目

公立学校共済組合北海道支部 経理出納係

【記載例】

次年度の任継掛金の払込方法
を毎月払いから年払いへの変更
を希望します。

組合員番号 123456

北海 太郎

〒 060-0003

札幌市中央区北3条西15丁目

TEL 011-132-1114

7 任意継続掛金の納付証明

任意継続掛金は所得税や住民税の社会保険料控除の対象として確定申告することができます。

共済組合から自動的に納付証明書を送付することはありませんので、金融機関に掛金を納入したときの控え「振込金(兼手数料)受取書」が必要となります。

大切に保管してください。

【振込金(兼手数料)受取書】

振込金(兼手数料)受取書			
令 和 年 月 日			
金額	百	千	万
先方銀行	北海道銀行道庁支店	普	0312210
受取人	公立学校共済組合北海道支部短期経理	普	0118491
依頼人	N 123456 北海 太郎	様	
[備考]	手数料	手数料	手数料
預貰分:			
引渡分:			
501-			
納付期限 令和 年 月 日 上記の金額正に受取ました。			
(取扱店) _____ 銀行		収 入	
		印 紙	
(取扱店 → 依頼人)			

8 任意継続掛金についての照会先

公立学校共済組合北海道支部 経理出納係

TEL:011-231-4111 内線 35-376-377

任意継続組合員申出書

組合員番号 ※右づめで記入								枝番 00	フリガナ 氏名		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
生年月日	年号(漢字)	年	月	日	退職時の所属所名							
退職年月日	年号(漢字)	年	月	日	退職時の標準報酬月額 令和				退職日までの組合員期間 (一年と一日以上※)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

※以前の任意継続期間は除く

※ 掛金の払込方法にチェックが付いていない場合は、月額払いとなります。

掛金の 払込方法	<input type="checkbox"/> 年払い			<input type="checkbox"/> 半期払い			<input type="checkbox"/> 月額払い					
	※ 自宅あてに振込書を送付しますので金融機関で払い込みください。口座引き落としはできません。											
退職時の 住所	〒	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	※住所は都道府県名から記入してください。
電話番号	—					*必ず日中に連絡の付く連絡先を記入ください。 空欄の場合は退職時の所属所にご連絡します。						

※掛金の納付書及び納付後の「資格情報のお知らせ」等は上記の住所宛てに送付しますので、不都合がある場合は郵便の転送手続き等を行ってください。

また、退職後に住所を変更する場合は転居後に住所変更手続きを行ってください。

資格確認書の交付
 必要

資格確認書の交付が必要な場合は、必ずこの欄にチェックしてください。

地方公務員等共済組合法第144条の2第1項の規定により、任意継続組合員となることを希望するので申し出ます。									
公立学校共済組合北海道支部長様									
令和	年	月	日	組合員氏名			<input type="checkbox"/> 押印必須 印		
組合員が上記退職年月日後、任意継続組合員となることを申し出るにあたり、上記の記載事項は事実と相違ないことを認めます。なお、年度末事前申し出等に伴い、退職日前に当証明を行った場合、その事実に変更があった際は、記載の退職日迄に報告します。退職日を経過した際は、この証明は同日付けの証明とみなして差支えありません。									
令和 年 月 日				所属所コード <input style="width: 100px; height: 20px; border: 1px solid black; margin-right: 10px;" type="text"/> 印					
所属所 長の職氏名				所 属 所 名					
電話番号 () -				職印					
支部受付印									

【資格確認書の発行要否】

資格確認書の発行は以下に該当する場合に限ります

- ・マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカード返納者
- ・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証登録を行っていない者、利用登録解除を申請した者、利用登録解除者
- ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者
- ・利用登録を解除予定の者も可能ですが、その他の場合はご相談ください

【留意事項】

- ・年度末退職者以外は事前受付の対象ではありません。退職日以降、退職日から起算して20日以内にこの申出書を提出してください。年度末退職者以外の方について、誤って退職日前にこの申出書を提出された場合は、退職日以降に改めて提出いただきます。
- ・年度末退職者について事前受付ができるのは、当支部から当年度末の事前受付に係る通知を発出した後(例年2~3月頃)となります。

任意継続組合員加入取消連絡票

- (注) 1 任意継続組合員の申出を行ったあと、退職日の翌日から再就職が決まったこと等により、1日も任意継続組合員にならず、申出自体を取り消す場合はこの連絡票を提出してください。一旦は任意継続組合員となり、任意継続期間の途中で資格を喪失する場合には、この連絡票ではなく「任意継続組合員資格喪失申出書(①-21)」を提出してください。
- 2 任意継続掛金を納付済みで資格確認書を既に受け取っている場合は、あわせて返送ください。
- 3 加入取消理由2・3を選択した場合、退職時の所属所を通じて「組合員資格喪失証明書」を交付します(すでに交付済みの方を除く)。
- 4 任意継続掛金納付後に加入取消の手続きをする場合、掛金の還付が発生します。その際は共済組合から「任意継続掛金還付請求書」を送付しますので、還付請求をおこなってください。

組合員番号	氏名	退職時の所属所名	退職年月日												
	[フリガナ] [漢字]		令和 年 月 日												
加入取消理由（該当項目に○）			掛金の払込 (どちらかに○)												
1 引き続き再雇用等により当支部の組合員となる(なつた)ため 2 再就職して他の健康保険に被保険者本人として加入する(した)ため 3 任意継続掛金未納のため			未納 納付済												
任意継続組合員の申出について、 <u>加入時に遡及して取り消したい</u> ので連絡します。 公立学校共済組合北海道支部長様 令和 年 月 日 ₪ <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 15px;"></td><td style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 15px;"></td><td style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 15px;"></td></tr><tr><td style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 15px;"></td><td style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 15px;"></td><td style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 15px;"></td></tr></table> - <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 15px;"></td><td style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 15px;"></td><td style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 15px;"></td></tr><tr><td style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 15px;"></td><td style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 15px;"></td><td style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 15px;"></td></tr></table> 支部受付印  組合員 住 所 氏 名 電話番号 () - 押印必須 															

共済使用欄
確認書 未交付
回収(令和 年 月 日)

*太枠内は記入しないでください

(R8.1.15)

組合員(被扶養者)住所変更申告書

組合員番号(右づめで記入)	組合員氏名 カナ 漢字	押印必須 	性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日 年号(漢字) 年 月 日	共済使用欄 種別
---------------	-------------------	---	--	-------------------------------	-------------

組合員本人の住所は変更されますか？

はい

*該当箇所にチェック

(チェック誤りがあると、誤った住所が登録されます。よく読んで、正しくチェックを入れてください。)

- 被扶養者はいない
- 同居している被扶養者が組合員と同行する
- 別居している被扶養者は、組合員と別居のまま特に住所変更しない

*住民票に登録されている住所を記入してください

被扶養配偶者(60歳未満)の住所が変更となった場合は必要に応じて「国民年金第3号被保険者住所変更届(①-27)」を併せて提出してください。
詳細は手びき第1章第8節をご確認ください。

①組合員住所を記載して終了です

- 組合員が住所変更することにより組合員と新たに別居になる(組合員が単身赴任するとき等)
- 組合員が住所変更することにより組合員と新たに同居になる(組合員が単身赴任から戻ってくるとき等)
- 組合員の住所変更とは別に、被扶養者も住所変更する

①組合員、②被扶養者の両方に記載してください
※対象者が複数人いる場合は複数枚必要です
(組合員住所の記載は1枚目のみで構いません)

① 組合員

〒	一	住所 (都道府県名から記入)	都道府県
組合員住所 ※住民票上の住所			

② 被扶養者

<input type="checkbox"/> 新たに別居になる <small>「新たに別居になる」場合で、組合員が住所変更し、被扶養者は住所変更しない(組合員の単身赴任等)場合は住所の記載は不要です(氏名～生年月日は必須)</small>	被扶養者氏名 カナ 漢字	性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日 年号(漢字) 年 月 日	共済使用欄 続柄
<input type="checkbox"/> 別居先の変更	被扶養者別居先住所※住民票上の住所 〒 一 住所 (都道府県名から記入) 都道府県			
<input type="checkbox"/> 新たに同居になる <small>*住所記載不要(氏名～生年月日は必須)</small>				

新たに別居となる被扶養者が特別認定者の場合は、別居する被扶養者には組合員からの送金等による生計維持の証明が必要になります。
送金等の証明書類の提出については次回の資格確認調査にておこないますので遗漏のないようご留意ください。

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

令和 年 月 日

公立学校共済組合北海道支部長様 所属所名
長の職氏名

*任意継続組合員は証明不要です。連絡先電話番号のみ記載してください。

所属所コード

電話番号 () -

(R6.12.2)

支部受付印

職印

事務連絡
令和8年（2026年）1月28日

各所属所長様

公立学校共済組合北海道支部資格認定係

被扶養者の普通認定から特別認定への区分変更手続きについて

このことについて、令和8年4月1日より札幌市教育委員会を除くほとんどの給与支給機関において配偶者に係る扶養手当の支給が廃止されることに伴い、当該配偶者が特別認定への認定区分切り替え手続きの対象となることから、令和8年4月1日の被扶養者の認定区分切り替え手続きが増大することが見込まれます。

しかしながら、年度当初は、組合員の共済組合脱退や加入の手続き等、繁忙期と重なることから、認定区分切り替えの手続きを例年通り年度当初に行なうことは、他の業務に大きく影響を及ぼすため困難であると想定しています。

つきましては、令和8年4月1日から、年度当初に発生する次の①～③に該当する被扶養者の普通認定から特別認定への認定区分切り替え手続きについては、書類の提出を求めないこととする予定です。

- ① 新たに扶養手当支給対象外となった配偶者
- ② 22歳の年度末を迎える扶養手当支給対象外となった子
- ③ 組合員本人が新たに暫定再任用となり、扶養手当支給対象外となった被扶養者

上記被扶養者については、今まで認定区分切り替え手続きを行った年度について資格確認調査の対象外としていましたが、令和8年度以降は資格確認調査の対象となります。詳細は都度お知らせいたします。

なお、上記以外の理由で認定区分切り替え手続きをする場合においては、これまで通り事実発生後速やかに手続きが必要であることに変更はございませんので、事務処理に遺漏のないようご注意ください。

〔 資格認定係
電話 011-231-4111
内線 35-367～369 〕